

## 【厚生委員会】

### (1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議2件）、衆議院厚生委員会提出2件、参議院厚生委員会提出1件の計13件であり、すべて成立した。また、臓器の移植に関する法律案は、衆議院において引き続き継続審査とされた。なお、同法案に対して修正案が出された。

また、本委員会付託の請願39種類586件のうち、10種類304件が採択された。

なお、本委員会の下に「薬害エイズ問題に関する小委員会」が設置された。

#### 〔法律案の審査〕

らい予防法の廃止に関する法律案は、らい予防法を廃止するとともに、国立ハンセン病療養所の入所者に対する医療・福祉の措置等を引き続き講じようとするものである。

本法律案は、ハンセン病に関する医学的知見・治療方法の確立等により、らい予防法に定めている予防措置の必要性がなくなった一方、国立ハンセン病療養所の入所者の多くが高齢かつ障害を有していること、長期の療養生活により社会復帰・自立が困難なこと等にかんがみ、医療・福祉施策の継続が必要なため提出されたものである。

委員会においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案とともに一括審査し、らい予防法の廃止が遅れた理由、ハンセン病治療体制の確保、援護法における国籍条項の見直し、年金額等の物価スライドの在り方等について質疑を行った後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、らい予防法の廃止に関する法律案に対して4項目の附帯決議を付した。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国立病院・療養所の資産の減額譲渡後の用途の拡大、国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例の創設等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、昭和61年度を初年度とする国立病院等の再編成が必ずしも順調に進捗しておらず、また、この10年の間に医療供給体制の拡充、老人保健福祉計画の策定等、国立病院等を取り巻く状況が大きく変化していることを背景に国立病院等の再編成のより円滑な実施を図る等のため提出されたものである。

委員会においては、法改正の趣旨及び効果、再編成計画の進捗状況、国立病院等の機能強化等について質疑を行い、反対討論の後、多数をもって原案どお

り可決した。なお、4項目の附帯決議を付した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、既に民営化されている旧公共企業体の共済組合の長期給付事業を厚生年金保険へ統合し、JR・JT各共済組合の組合員期間を有する者に係る厚生年金保険の年金給付に要する費用の一部に充てるため、年金保険者たる共済組合が厚生年金保険に対して拠出金を納付する制度の創設や積立金の移換等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、我が国の人口構造が急速に高齢化する中、被用者年金制度を公平で安定したものとするためには、被用者年金制度を再編成し、財政単位を拡大するとともに、費用負担の公平化を図る必要があることから、その第一段階として提出されたものである。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、年金一元化の基本理念、JR共済の積立金の移換問題等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人の意見を聴取するとともに、公的年金制度の一元化の進め方、厚生年金保険への積立金移換の額とその算定根拠、年金制度の情報公開の在り方等について質疑を行い、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、6項目の附帯決議を付した。

薬事法等の一部を改正する法律案は、治験から承認審査、市販後に至るまでの各段階にわたる総合的な医薬品安全性確保対策等を講ずるとともに、医薬品の製造業又は輸入販売業の許可について承認前の特例許可制度を新設し、あわせて医薬品の承認審査等に関する調査事務の一部を医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に行わせようとするものである。

本法律案は、近年における医薬品の多様化及び高度化の状況等にかんがみ、医薬品等の安全性を確保する必要が高まっており、特にソリブジンによる重篤な副作用問題等を踏まえ、所要の改正を行うべく提出されたものである。なお、衆議院において、政府は、血液製剤の投与によるエイズ問題を踏まえ、医薬品による被害を防止するため必要な措置を講ずるものとする修正が行われた。

委員会においては、承認審査の充実強化、中央薬事審議会の在り方、薬学教育の充実、インフォームド・コンセントの徹底等について質疑を行った後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、5項目の附帯決議を付した。

優生保護法の一部を改正する法律案は、現行の目的等の規定のうち優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていることから、法律の題名を「母体保護法」に改めるとともに、目的等規定の見直しを行おうとするものである。

委員会では、全会一致で原案どおり可決し、1項目の附帯決議を付した。

その他、以下のとおり、法律案の審査があった。廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案は、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

社会保障研究所の解散に関する法律案は、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決され、2項目の附帯決議が付された。

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決され、5項目の附帯決議が付された。

歯科医師法の一部を改正する法律案は、草案趣旨説明を行い、本委員会提出法案とされた。

旅館業法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

#### 〔国政調査等〕

2月22日、菅厚生大臣から所信、政府委員から平成8年度厚生省関係予算概要説明をそれぞれ聴取するとともに、住政務次官の就任挨拶が行われた。

2月27日、3月14日及び28日、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、公的介護保険のスケジュール、障害者プランの推進等の問題が取り上げられた。

4月4日、薬害エイズ問題の集中審議が行われ、エイズ拠点病院の整備、非加熱製剤の回収命令を出さなかった理由等の問題が取り上げられた。また、「薬害エイズ問題に関する小委員会」（以下「小委員会」という。）が設置された。

5月7日、予算委員会から委嘱を受け、平成8年度厚生省関係予算を審査し、厚生省予算の特徴、21世紀に向けた社会保障の課題等の質疑がなされた。

6月18日、薬害エイズ問題に関する件について釘宮小委員長から口頭報告を受けるとともに、請願審査及び会期末処理を行った。

#### ——小委員会における審議——

4月17日、H I V訴訟原告・弁護団5名の参考人から意見を聴取し、続いて安部参考人及び松田参考人に対し、エイズ研究班における議論、帝京大学症例がエイズと認定されなかった理由等の質疑を行った。

5月13日、小委員会の運営について自由討議を行った。

5月16日、郡司参考人及び芦澤参考人に対し、エイズ研究班の設置目的、昭和58年7月当時の政策判断等の質疑を行った。

6月3日、参考人として学識経験者3名から薬害の再発防止策について意見

を聴取するとともに、血液製剤による薬害の防止策等の質疑を行い、その後、参考人として学識経験者3名からエイズ治療等の恒久対策等について意見を聴取するとともに、医療機関の間での診療ネットワーク等の質疑を行った。

6月10日、塩川参考人及び大河内参考人に対し、エイズ研究班における順天堂大学の病理結果の検討、クリオ復帰の可能性等の質疑を行った。

6月17日、厚生省から説明を聴取するとともに、真相解明への取組、血液凝固因子製剤による非血友病HIV感染問題への取組等の質疑を行った後、薬害エイズ問題に関する件について調査報告書を委員会に提出することを決定した。

## (2) 委員会経過

### ○平成8年2月22日(木) (第1回)

- 社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生行政の基本施策に関する件について菅厚生大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

### ○平成8年2月27日(火) (第2回)

- 厚生行政の基本施策に関する件について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

### ○平成8年3月14日(木) (第3回)

- 厚生行政の基本施策に関する件について菅厚生大臣、政府委員、自治省及び総理府当局に対し質疑を行った。

### ○平成8年3月26日(火) (第4回)

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)  
(衆議院送付)

らい予防法の廃止に関する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)

平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)

以上3案について菅厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第22号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産  
反対会派 なし

(閣法第36号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産  
反対会派 なし

(閣法第37号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産  
反対会派 なし

なお、らい予防法の廃止に関する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成8年3月28日(木)(第5回)

○厚生行政の基本施策に関する件について菅厚生大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成8年4月4日(木)(第6回)

○薬害エイズ問題に関する件について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○薬害エイズ問題に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成8年4月9日(火)(第7回)

○廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第69号)  
民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案(閣法第81号)

以上両案について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日(木)(第8回)

○廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第69号)について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第69号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産  
反対会派 なし

○民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案(閣法第81号)について菅厚生大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第81号) 賛成会派 自民、平成、社民  
反対会派 共産

○平成8年4月18日(木)(第9回)

○国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月25日（木）（第10回）

- 社会保障研究所の解散に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日（金）（第11回）

- 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について菅厚生大臣、政府委員、文部省及び自治省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第42号） 賛成会派 自民、平成、社民  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成8年4月30日（火）（第12回）

- 社会保障研究所の解散に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第44号） 賛成会派 自民、平成、社民  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第13回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成8年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（厚生省所管及び環境衛生金融公庫）について菅厚生大臣、政府委員、文部省、警察庁及び建設省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月28日（火）（第14回）

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成8年5月30日（木）（第15回）

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について菅厚生大臣、政府委員、大蔵省、運輸省、自治省、文部省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月4日（火）（第16回）

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、菅厚生大臣、政府委員、大蔵省、運輸省、自治省、文部省及び労働省当局に対し質疑を行った。

中央大学法学部教授	貝塚	啓明君
社会保障制度審議会年金数理部会委員	山本	正也君
年金実務センター代表	公文	昭夫君

- 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について菅厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月6日（木）（第17回）

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第75号） 賛成会派 自民、平成、社民  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について菅厚生大臣、政府委員、科学技術庁及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第43号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月11日（火）（第18回）

- 歯科医師法の一部を改正する法律案の草案について提案者大島慶久君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。
- 薬事法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について菅厚生大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生委員長和田貞夫君から説明を聴いた。

○平成8年6月13日（木）（第19回）

- 旅館業法の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生委員長和田貞夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第9号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産  
反対会派 なし

- 薬事法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について

菅厚生大臣、政府委員、文部省及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月17日（月）（第20回）

- 優生保護法の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生委員長和田貞夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 薬事法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について菅厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第76号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年6月18日（火）（第21回）

- 薬害エイズ問題に関する件について薬害エイズ問題に関する小委員長釘宮馨君から報告を聴いた。
- 請願第33号外303件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第10号外281件を審査した。
- 社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

**【薬害エイズ問題に関する小委員会】**

○平成8年4月17日（水）（第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人から意見を聴いた。

東京H I V訴訟原告団副団長 高原 洋太君

東京H I V訴訟原告・弁護団事務局次長 保田 行雄君

大阪H I V薬害訴訟原告団代表 家西 悟君

大阪H I V薬害訴訟原告 花井 十伍君

大阪H I V薬害訴訟弁護団弁護士 徳永 信一君

- 薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人に対し質疑を行った。

前帝京大学副学長 安部 英君

帝京大学医学部第一内科助教授 松田 重三君



○平成8年5月13日（月）（第2回）

○本小委員会の運営について協議を行った。

○平成8年5月16日（木）（第3回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人に対し質疑を行った。

東京大学医学部教授	郡司	篤晃君
平和学院看護専門学院学務部長	芦澤	正見君

○平成8年6月3日（月）（第4回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

自治医科大学長	高久	史麿君
国立療養所中部病院・長寿医療研究センター院長		
	井形	昭弘君
弁護士	光石	忠敬君
東京都立駒込病院感染症科医長	根岸	昌功君
東京大学医学部感染制御学教授	木村	哲君
東京大学医科学研究所助教授	岡	慎一君

○平成8年6月10日（月）（第5回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○薬害エイズ問題に関する件について以下の参考人に対し質疑を行った。

順天堂大学名誉教授	塩川	優一君
九州大学名誉教授	大河内	一雄君

○平成8年6月17日（月）（第6回）

○薬害エイズ問題に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○薬害エイズ問題に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

##### 【要 旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対して引き続き特別給付金を支給しようとするもの等であり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 戦傷病者、戦没者遺族等に対する年金の額の引上げ

- (1) 障害年金の額を引き上げ、第1項症の場合、平成8年4月分から年額555万5,000円（現行年額551万4,000円）に増額する等とする。
- (2) 遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成8年4月分から年額189万2,600円（現行年額187万8,900円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げる等とする。

#### 2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

戦傷病者等の妻に対して引き続き特別給付金を支給することとし、その場合、10年間の国債償還額を60万円から90万円に増額する等の措置を講じる。

また、特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が平病死している場合、その妻に特別給付金として額面5万円、5年償還の国債を支給する。

#### 3 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

戦傷病者等の妻として支給を受けた特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者の妻となっている者に対して、特別給付金を支給する。

#### 4 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行する。

#### らい予防法の廃止に関する法律案（閣法第36号）

##### 【要 旨】

ハンセン病に関する医学的知見及び治療方法の確立等を踏まえ、らい予防法を廃止するとともに、国立ハンセン病療養所に入所している者に対する医療及び福祉の措置等を引き続き講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第1 らい予防法の廃止

らい予防法を廃止する。

## 第2 国立ハンセン病療養所の入所者等に対する措置

### 1 国立ハンセン病療養所における療養

国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所している者であって、引き続き入所するもの）に対して、必要な療養を行う。

### 2 国立ハンセン病療養所への再入所

(1) 国立ハンセン病療養所の長は、次の者が、必要な療養を受けるため国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に再入所させる。

① この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していた者であってこの法律の施行後に国立ハンセン病療養所を退所したもの

② この法律の施行前に国立ハンセン病療養所に入所していた者であってこの法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していないもの

(2) 国は、(1)による再入所者に対して、必要な療養を行う。

### 3 福利増進

国は、入所者及び再入所者（以下「入所者等」という。）の教養を高め、その福利を増進するように努める。

### 4 社会復帰の支援

国は、入所者等に対して、その社会復帰に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

### 5 親族の援護

(1) 都道府県知事は、入所者等の親族のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持していると認められる者等が、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、援護を行うことができる。

(2) 都道府県は、(1)による援護に要する費用を支弁するとともに、国庫は、当該支弁に係る費用の全部を負担する。

(3) (1)による援護として金品の支給を受けた者は当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがなく、また、当該金品は差し押さえることができない。

## 第3 施行期日等

1 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 優生保護法に規定するらい患者に係る規定を削除する。
- 3 厚生省設置法に規定する「らい」の語を「ハンセン病」に改める。

#### 【附帯決議】

ハンセン病は発病力が弱く、又発病しても、適切な治療により、治癒する病気となっているにもかかわらず、「らい予防法」の見直しが遅れ、放置されてきたこと等により、長年にわたりハンセン病患者・家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの痛みと苦しみを与えてきたことについて、本案の議決に際し、深く遺憾の意を表すところである。

政府は、本法施行に当たり、深い反省と陳謝の念に立って、次の事項について、特段の配慮をもって適切な措置を講ずるべきである。

- 1 ハンセン病療養所入所者の高齢化、後遺障害等の実態を踏まえ、療養生活の安定を図るため、入所者に支給されている患者給与金を将来にわたり継続していくとともに、入所者に対するその他の医療・福祉等処遇の確保についても万全を期すこと。
  - 2 ハンセン病療養所から退所することを希望する者については、社会復帰が円滑に行われ、今後の社会生活に不安がないよう、その支援策の充実を図ること。
  - 3 通院・在宅治療のための医療体制を早急に整備するとともに、診断・治療指針の作成等ハンセン病治療に関する専門知識の普及を図ること。
  - 4 一般市民に対して、また学校教育の中でハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努め、ハンセン病に対する差別や偏見の解消について、さらに一層の努力をすること。
- 右決議する。

#### 平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第37号）

#### 【要 旨】

本法律案は、国民年金制度等の円滑な運営を図るため、平成8年度の特例として物価の変動に応じた額の改定措置を講じないこととするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 平成8年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付等、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付等につ

いて、平成6年の年平均の消費者物価指数に対する平成7年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこととする。

2 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

## 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第42号)

### 【要 旨】

本法律案は、国立病院及び国立療養所（以下「国立病院等」という。）の再編成のより円滑な実施を図る等のため、国立病院等の資産の減額譲渡後の用途の拡大、国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例の創設その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 国立病院等の資産の減額譲渡後の用途の拡大

(1) 公的医療機関の開設者等が国立病院等として経営されている医療機関の移譲（医療機関の資産の譲渡で、引継職員比率が2分の1以上であるものをいう。）を受け、引き続き開設する医療機関と一体として整備することが当該医療機関の機能の向上に資する保健衛生施設、社会福祉施設その他の政令で定める施設であって、当該医療機関の開設と併せて整備するもの（以下「特定整備施設」という。）についても、減額譲渡の措置を適用できることとする。

(2) (1)の引継職員比率は、国立病院等の資産の譲渡に係る契約の締結日（以下「契約日」という。）において、当該国立病院等において常時勤務に服することを要する国家公務員（以下「常勤職員」という。）であって当該資産の譲渡を受けて経営する医療機関の職員となることが見込まれるものの数を、契約日の属する年度の前年度の末日における当該国立病院等の定員（以下「基準定員」という。）で除して得た比率とする。

#### 2 国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例

国は、公的医療機関の開設者等が国立病院等の資産の譲渡（当該国立病院等の資産の譲渡で、契約日において、当該国立病院等の常勤職員であって当該資産の譲渡を受けて開設する医療機関の職員となることが見込まれるものの数が、基準定員の3分の1以上2分の1未満であるものに限る。）を受け、引き続きその者の開設する医療機関（特定整備施設を含む。）の用に供しようとするときは、当該資産を、地方公共団体に対しては時価からその8割を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその7割5分を減額した価額で譲渡することができる。ただし、国立病院等が離島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、辺地、振興山村又は過疎地域（以下「特例

地域」という。)にある場合は、地方公共団体に対しては時価からその9割を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその8割を減額した価額で譲渡することができる。

### 3 地方公共団体が資産の譲渡を受けて開設する医療機関の管理を委託する場合の資産の譲渡の特例

国は、地方公共団体が国立病院等の資産の譲渡を受け、引き続きその開設する医療機関(特定整備施設を含む。)の用に供し、かつ、地方自治法の公の施設の管理の委託に関する規定により委託しようとする場合であって、契約日において、当該国立病院等の常勤職員であって当該管理受託者に当該委託に係る医療機関の職員として採用されることが見込まれるものの数(以下「引継職員数」という。)が基準定員の3分の1以上であるときは、当該資産を、次の各号に定める区分に応じ当該各号に定める価額で譲渡することができる。

- (1) 引継職員数が基準定員数の2分の1以上であるとき 無償
- (2) 引継職員数が基準定員数の3分の1以上2分の1未満であるとき 時価からその8割(当該国立病院等が特例地域にある場合は、9割)を減額した価額

### 4 国の補助

#### (1) 施設整備費補助の新設

国は、予算の範囲内において、国立病院等の資産の譲渡を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等に対し、政令で定めるところにより、当該医療機関の整備に関する費用の一部を補助することができる。

#### (2) 運営費補助の対象の拡大

国は、予算の範囲内において、2に基づいて行われる譲渡を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等又は3に基づいて行われる資産の譲渡を受け管理委託をする地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該医療機関の運営に要する費用を補助することができる。

### 5 施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 国立病院・療養所が国立の医療機関としてふさわしい役割を果たせるよう、再編成等を通して、その機能強化を図り、難病、エイズ、広域災害医療等の政策医療を積極的に展開すること。

- 2 国立病院・療養所が国民の期待に応じていくよう医療スタッフ及び施設設備の強化に努めるとともに、経営の効率化を図ること。
  - 3 国立病院・療養所における健全な労使関係の確立に引き続き努めること。
  - 4 国立病院等の再編成に当たっては、自治体等の関係者と十分話合いのうえ進めるとともに、地域医療計画との整合性を図ること。
- 右決議する。

## 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）

### 【要 旨】

本法律案は、最近の保健医療分野における科学技術の高度化に伴う基礎的研究の重要性の増大にかんがみ、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品等の生産に関する技術の開発を振興するため、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に当該技術に関する基礎的研究の業務を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 目的の追加

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「機構」という。）の目的に、医薬品技術等に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の開発を振興し、もって国民保健の向上に資することを追加する。

#### 2 業務の追加

(1) 機構は、1に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 医薬品技術に関する基礎的研究を行うこと。
- ② ①の業務に係る成果を普及すること。
- ③ ①及び②の業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 機構は、(1)の業務のほか、医療用具等の生産又は販売に関する技術のうち、これらの品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するものにつき、(1)の業務に相当する業務を行うことができる。

(3) 機構は、(1)及び(2)の業務のほか、厚生大臣の承認を受けて、1の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

(4) 機構は、厚生大臣の認可を受けて定める基準に従って、(1)の①及び(2)の業務（(1)の①に相当する業務に限る。）の一部を委託することができる。

#### 3 資本金

(1) 政府は、機構に出資する場合において、2の(1)から(3)までの業務に必要な

な資金又は研究振興業務に必要な資金にそれぞれ充てるべき金額を示す。

- (2) 2の(1)から(3)までの業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された政府の出資金及びその運用利益金は2の(1)から(3)までの業務の財源に充てなければならない。

#### 4 区分経理

機構は、2の(1)から(3)までの業務について、従来の救済給付業務、研究振興業務及び調査等業務と経理を区分し、希少疾病用医薬品等開発振興業務と同じ勘定において整理しなければならない。

#### 5 施行期日

法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 本機構の設立当初の経緯と趣旨を踏まえ、医薬品の副作用による被害者の迅速な救済に関して遺漏のなきよう必要な措置を講ずるとともに、新業務が適切に行われるよう、併せて体制の整備を図ること。
- 2 研究課題の選定に当たっては、制度の目的を踏まえ、長期的視点に立って、重点的に行うこと。
- 3 基礎的研究の推進に当たっては、柔軟で独創的な発想を活かすことが重要であることから、ポストドクター等の若い研究者も積極的に活用すること。
- 4 基礎的研究の成果については、エイズ、難病等の克服を始めとする国民の保健福祉の向上に役立てることを旨とし、積極的かつ迅速に画期的な医薬品・医療用具の開発、治療・予防研究等の応用・開発研究につなげていくこと。
- 5 副作用被害者救済はもちろんのこと、基礎的研究やオーファンドラッグ等の開発振興は、いずれも国民生活に関わる重要な任務であり、今後さらに社会的な要請は増加することが考えられることから、専門的運営によって一層の成果をあげ国民共有の財産とするためにも、本機構の組織体制の在り方については今後積極的に検討を進めること。

右決議する。

### 社会保障研究所の解散に関する法律案（閣法第44号）

#### 【要旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、社会保障研究所を解散しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 社会保障研究所は、この法律の施行の時に解散するものとし、その



資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 社会保障研究所法は、廃止する。

3 この法律は、平成8年12月1日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1 国立社会保障・人口問題研究所（仮称）において公正中立な立場から調査研究が行われるよう、所長を学識経験者から広く選任することや研究活動全般の基本方針等に関し所長に助言する体制を整備すること等も含め、具体的な運営方法について適切な措置を講ずること。

2 同研究所の研究成果や情報等については、これらを一般に広く公開するとともに、国民が利用できるシステムの開発に早急に取り組むこと。

右決議する。

#### 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

（先議）

#### 【要 旨】

本法律案は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、新たに平成12年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 廃棄物処理施設整備計画の策定等

平成12年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び事業の量について計画を策定し、その実施のために必要な措置を講ずる。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

#### 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第75号）

#### 【要 旨】

本法律案は、被用者年金制度の再編成の一環として、既に民営化されている旧公共企業体の共済組合の長期給付事業を厚生年金保険へ統合し、日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係る厚生年金保険の年金給付に要する費用の一部に充てるため年金保険者たる共済組合が厚生年金保険に対して拠出金を納付する制度を創設するとともに、旧公共企業体の事業主は健康保険組合を設立するものとするほか、厚生年金保険に対する積立金の移換等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりで

ある。

#### 第1 厚生年金保険法の一部改正

- 1 年金保険者たる共済組合は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対し、拠出金を納付するものとする。
- 2 年金保険者たる共済組合が納付する拠出金の額は、各年度の組合員期間に係る年金たる保険給付に要する費用（以下「拠出金算定対象額」という。）の2分の1に相当する額に、それぞれ当該年度の標準報酬按分率及び個別負担按分率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 各年度の拠出金算定対象額の予想額を当該年度の被用者年金保険者の標準報酬総額の合計額の予想額で除して得た率が、政令で定める率を上回る年度があるときは、年金保険者たる共済組合の負担の平準化に資するため、厚生大臣が定める期間における各年度の拠出金算定対象額を平準化する。

#### 第2 国家公務員等共済組合法の一部改正

- 1 法律の題名を「国家公務員共済組合法」に改める。
- 2 日本たばこ産業共済組合及び日本鉄道共済組合が行う長期給付の特例規定等を削除する。
- 3 長期給付財政調整事業に関する規定並びに日本たばこ産業株式会社及び旅客鉄道会社等の共済組合に対する負担の特例に関する規定を削除する。
- 4 第1の1の拠出金の納付に関する規定の整備を行う。

#### 第3 地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法の一部改正

第1の1の拠出金の納付に関する規定の整備を行う。

#### 第4 経過措置

- 1 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の廃止等  
被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法を廃止する。ただし、平成9年2月分及び同年3月分の給付について、同法の規定は、なお効力を有するものとする。
- 2 厚生年金保険法による年金たる保険給付
  - (1) 恩給公務員期間等を除く日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合又は日本鉄道共済組合（以下「旧適用法人共済組合」という。）の組合員期間（以下「旧適用法人共済組合員期間」という。）について、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなす。また、当該期間における第2による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）による標準報酬月額を、厚生年金保険法による標準報酬

月額とみなす。

- (2) (1)により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間のうち、退職共済年金の額の計算の基礎となっている期間等は、老齢厚生年金の額の計算の基礎としないものとする。
- (3) 障害共済年金等の受給権を有していたことのある者について、同一傷病による障害厚生年金を支給しないものとする等障害厚生年金等の支給要件の特例を行う。
- (4) 旧適用法人共済組合員期間を有する退職共済年金等の受給権者等が、施行日以後に死亡したときは、その遺族に遺族厚生年金を支給するものとする。また、当該受給権者等が、平成19年4月1日前に死亡した場合において、その遺族が夫等であり、かつ障害等級1級又は2級の状態にあるときは、当該遺族は、55歳未満であっても遺族厚生年金を受けることができるものとする。

### 3 改正前国共済法による年金たる給付等

- (1) 退職共済年金の繰上減額支給の対象者等については、第2による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）の規定により退職共済年金を決定し、支給するものとする。
- (2) 既に受給権が発生している改正前国共済法による年金たる給付等は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとする。また、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた障害共済年金等については、改正後国共済法中障害の併合認定等に関する規定等は適用しないものとする。
- (3) 施行日において支給されていない改正前国共済法による年金たる給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとする。

### 4 保険料率の特例

日本たばこ産業株式会社又は旅客鉄道株式会社等の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対し、次に掲げる率の保険料率を適用するものとする。

- (1) 日本たばこ産業株式会社及びその指定法人 1,000分の199.2
- (2) 旅客鉄道会社等及びその指定法人 1,000分の200.9

### 5 積立金の移換

第5の2の(1)により、なお存続するものとされた旧適用法人共済組合（以下「存続組合」という。）は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、政令で定めるところにより算定した額の積立金を納付するものとする。

## 6 職域部分等に係る費用

存続組合は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、3の(2)に定める年金たる給付に要する費用のうち、職域部分等の給付に要する額を毎年度納付するものとする。

## 第5 国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置

### 1 経過措置

旧適用法人共済組合に係る平成8年度以前の基礎年金拠出金等については、従前の例によるものとする等の経過措置を設ける。

### 2 旧適用法人共済組合の存続及びその業務

(1) 旧適用法人共済組合は、次に掲げる特例業務を行うため、施行日以後もなお存続するものとする。

① 恩給公務員期間等の期間を有する者等に係る改正後国共済法による長期給付を支給する。

② 国家公務員共済組合法（昭和23年法律第69号。以下「旧国家公務員共済組合法」という。）による年金たる給付を支給する。

(2) 存続組合は、(1)の業務が終了した時点で解散するものとする。

(3) 存続組合が支給する長期給付の額は、旧適用法人共済組合員期間を基礎として計算した給付の額から、同一支給事由による厚生年金保険法による保険給付の額を控除した額とする。

(4) 存続組合は、長期給付の支給に代えて、一時金を支給できるものとする。

### 3 健康保険組合の設立

(1) 旧適用法人の事業主は、施行日において、それぞれ健康保険組合を設立するものとする。

(2) 旧適用法人共済組合の短期給付等の事業の権利義務は、(1)の新設健保組合が承継するものとする。

### 4 指定厚生年金基金

(1) 大蔵大臣は、存続組合の特例業務を行う厚生年金基金を指定することができるものとする。

(2) (1)の指定の時点で厚生年金基金は存続組合の権利義務を承継し、存続組合は解散するものとする。

(3) (1)の指定を受けた厚生年金基金（以下「指定厚生年金基金」という。）は、特例業務に関する経理とその他の経理とを区分して整理するものとする。

(4) 指定厚生年金基金は、障害又は死亡を支給事由とする年金給付を行う

ことができるものとする。

## 5 費用負担

存続組合の業務に係る費用については、次のとおり負担するものとする。

- (1) 存続組合が支給する改正後国共済法による長期給付に要する費用
  - ① 恩給公務員期間等に係る費用 事業主
  - ② 昭和36年4月前の期間に係る公経済負担相当額 国庫
  - ③ その他の費用（現有積立金をもって充てる部分を除く。） 事業主
- (2) 存続組合が厚生年金保険の管掌者たる政府に対して納付する積立金の額から、現有積立金をもって充てる額を控除した額 事業主
- (3) 存続組合が納付する改正前国共済法等による年金たる給付に係る額
  - ① 恩給公務員期間等に係る費用 事業主
  - ② 昭和36年4月前の期間に係る公経済負担相当額 国庫
  - ③ その他の費用（現有積立金をもって充てる部分を除く。） 事業主
- (4) 存続組合が支給する旧国家公務員共済組合法による給付費用のうち額改定による増加費用 事業主
- (5) 事務費 事業主

## 第6 施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、健康保険組合の設立手続及び指定厚生年金基金の指定に関する規定は、同年1月1日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 被用者年金制度については、今回の3共済の厚生年金への統合後においても、一元化に向けた着実な取組みの推進に努めるとともに、可及的速やかにその全体的方策を明確にすること。
- 2 一元化を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、経緯等に配慮しつつ、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに適切な検証を行うとともに、制度間の給付と負担の不均衡について、引き続き、その是正を図ること。
- 3 年金制度に関する国民の理解を得るため、すべての年金制度の現状と将来展望について、できるだけわかり易く的確な情報を広く公開すること。

特に各制度からの財政支援については、財政再計算時などにおいて、適切な情報の提供に努めるとともに、関係者の意見がより一層反映されるよう配慮すること。

- 4 国民年金の未加入者及び未納者の解消に向けて、運営・制度の両面にわたる総合的な対策を推進すること。
- 5 受給者及び被保険者に対するサービスの向上を図るため、年金現業業務の一元化等の整備を推進するとともに、そのための基礎年金番号の導入に当たっては、プライバシー保護に万全を期すること。
- 6 厚生年金基金制度については、企業年金としての安定化、健全な普及発展を図るための措置を講ずるよう努めること。  
右決議する。

## 薬事法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）

### 【要 旨】

本法律案は、近年における医薬品の多様化及び高度化の状況等にかんがみ、医薬品等の安全性を確保するため、治験から承認審査、市販後に至るまでの各段階にわたる総合的な医薬品安全性確保対策等を講ずるとともに、緊急に使用されることが必要な医薬品の迅速な供給を図るため、医薬品の製造業又は輸入販売業の許可について承認前の特例許可制度を新設し、あわせて医薬品の承認審査等に関する調査事務の一部を医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に行わせようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

#### 第1 薬事法の一部改正

##### 1 治験の制度の改善

- (1) 治験の対象とされる薬物につき初めて治験の届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、治験の依頼をしてはならない。この場合において、厚生大臣は、当該届出に係る治験の計画に関し、必要な調査を行う。
- (2) 治験（薬物を対象とするものに限る。以下同じ。）の依頼を受けた者は、厚生省令で定める基準に従って、治験をしなければならない。
- (3) 治験の依頼をした者は、厚生省令で定める基準に従って、治験を管理しなければならない。
- (4) 治験の依頼をした者は、当該治験の対象とされる薬物について、当該薬物の副作用によるものと疑われる疾病、当該薬物の使用によるものと疑われる感染症等の発生などを知ったときは、その旨を厚生大臣に報告しなければならない。
- (5) 厚生大臣は、必要があると認めるときは、治験の対象とされる薬物を業務上取り扱う者に対して、必要な報告をさせること等ができる。
- (6) 厚生大臣は、必要があると認めるときは、治験の依頼を受けた者に対

し、必要な指示を行うことができる。

- (7) 厚生大臣は、機構に、(1)の調査のうち、政令で定めるものの全部又は一部を行わせることができる。

## 2 承認審査、再審査及び再評価の充実

- (1) 承認の申請、再審査の申請又は再評価の指定に係る医薬品が厚生省令で定める医薬品であるときは、その資料は、厚生大臣の定める基準に従って収集され、かつ、作成されたものでなければならない。
- (2) (1)の資料が(1)の基準に適合するかどうかについての調査を行う。
- (3) 厚生大臣は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「機構」という。）に、(2)の調査のうち政令で定めるものの全部又は一部を行わせることができる。

## 3 情報の提供等

- (1) 医薬品等の製造業者等は、医薬品等の適正な使用のために必要な情報を収集し、及び検討するよう努めなければならない。
- (2) 薬局開設者等は、医薬品を一般に購入する者等に対し、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

## 4 副作用、感染症等の報告

- (1) 医薬品等の製造業者等は、その製造する医薬品等について、当該品目の副作用によるものと疑われる疾病、当該品目の使用によるものと疑われる感染症等の発生を知ったときは、その旨を厚生大臣に報告しなければならない。
- (2) 医薬品等の製造業者等は、その製造した医薬品等の回収に着手したときは、その旨を厚生大臣に報告しなければならない。

## 5 薬局の管理者の役割の強化

薬局の管理者は、薬局開設者に対し必要な意見を述べなければならないものとするとともに、薬局開設者は、薬局の管理者の意見を尊重しなければならない。

## 6 承認前の特例許可制度の新設

- (1) 申請者が製造しようとする物が、次の要件を満たす場合には、その品目に係る許可を与えることができる。
  - ① 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。
  - ② その用途に関し、外国において、販売すること等が認められている医薬品であること。

(2) 厚生大臣は、(1)の許可を受けた者に対し、当該許可に係る品目について、政令で定める措置義務を課することができる。

(3) (1)の許可に係る品目については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

## 第2 薬剤師法の一部改正

薬剤師は、販売等の目的で調剤したときは、患者等に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければならない。

## 第3 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部改正

機構は、次の業務を行う。

行政庁の委託を受けて、承認審査等に係る調査を行うとともに、民間において行われる医薬品に係る治験に関し指導等を行うこと。

## 第4 施行期日等

この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、承認前の特例許可等に関する規定は、公布の日から施行する。

## 第5 検討

政府は、血液製剤の投与によるエイズ問題を踏まえ、医薬品等による健康被害を防止するための措置に関し、速やかに総合的な検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする（衆議院修正による追加）。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 医薬品の安全性を一層向上させるため、審査の質の高度化が図られるよう、審査体制の充実強化に努めること。
- 2 医薬品の臨床試験の実施に関する基準（G C P）について、文書によるインフォームド・コンセントの実施等国際的な基準に合致したG C Pに改定し、定着を図ること。
- 3 医薬品の副作用情報等については、医薬品を使用する上で重要なことから、医療関係者及び患者に適切、迅速に提供できるような方策について検討すること。
- 4 中央薬事審議会については、医薬品の承認審査、安全対策等を調査審議し、重要な役割を果たすことにかんがみ、審議内容の情報公開を進めるよう努めること。
- 5 医薬品の適正で安全な使用を確保するため、医薬分業の計画的推進を図るとともに、薬剤師の資質向上の観点から、薬学教育や研修の充実に努めること。



右決議する。

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、理容師法、社会福祉事業法等厚生省関係法律について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 診療放射線技師法の一部改正  
照射録の記載事項を厚生省令で定めることとする。
- 2 検疫法の一部改正  
検疫伝染病から「痘そう」を削除する。
- 3 理容師法、クリーニング業法及び美容師法の一部改正  
理容所若しくは美容所の開設者又はクリーニング業の営業者（以下「理容所の開設者等」という。）について、相続又は合併があったときは、相続人等は理容所の開設者等の地位を承継することとする。
- 4 水道法の一部改正
  - (1) 指定給水装置工事事業者の指定の基準等について定める。
  - (2) 給水装置工事主任技術者試験等について定める。
- 5 社会福祉事業法の一部改正
  - (1) 福祉事務所長が他の職務を兼務できることとする。
  - (2) 指定都市内又は中核市内にある社会福祉法人の所轄庁を指定都市又は中核市の長とする。
  - (3) 都道府県知事その他の都道府県の職員の権限に属するものとされている社会福祉事業に関する事務で政令で定めるものは、地方自治法の指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長その他の指定都市等の職員が行うものとする。
- 6 消費生活協同組合法の一部改正  
一定の消費生活協同組合連合会について、一会員の有することのできる出資口数の限度を引き上げる。
- 7 社会福祉・医療事業団法の一部改正
  - (1) 医療貸付の勘定を福祉貸付の勘定に統合する。
  - (2) 財務諸表等の公開に関する規定を整備する。
- 8 厚生年金保険法の一部改正

厚生年金基金及び厚生年金基金連合会(以下「厚生年金基金等」という。)の積立金の運用について、厚生年金基金等が投資顧問業者と投資一任契約を締結する際に必要な厚生大臣の認定を不要とする。

#### 9 国民年金法の一部改正

国民年金基金及び国民年金基金連合会の積立金の運用方法に投資一任契約を追加する等のための所要の改正を行う。

#### 10 施行期日

この法律は公布の日から施行する。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行する。

- (1) 5の(2)及び(3)、7の(1) 平成9年4月1日
- (2) 8 平成11年4月1日
- (3) 3 公布の日から起算して6月を経過した日
- (4) 4の(2) 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- (5) 4の(1) 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

### 歯科医師法の一部を改正する法律案(参第1号)

#### 【要 旨】

本法律案は、近年における歯学・歯科医療技術の進歩、歯科医療に対する国民のニーズの多様化等に伴い、歯科医師の資質の向上が求められていることにかんがみ、歯科医師免許取得後に臨床研修を行うことを歯科医師の努力義務とする制度を設けようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

#### 1 歯科医師の臨床研修

- (1) 歯科医師は、免許を受けた後も、1年以上大学若しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努める。
- (2) 厚生大臣は、(1)の指定をしようとするときは、あらかじめ、医療関係者審議会の意見を聴かなければならない。

#### 2 臨床研修の報告

1の(1)に規定する病院又は診療所の長は、当該病院又は診療所において1の(1)の規定による臨床研修を行った者があるときは、当該臨床研修を行った旨を厚生大臣に報告する。

#### 3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- (2) この法律の施行前に歯科医師免許を受けた者については、(1)及び(2)の規定は適用しない。この法律の施行前に行われた歯科医師国家試験に合格した者等であって、この法律の施行後歯科医師免許を受けたものについても、同様とする。

## 旅館業法の一部を改正する法律案（衆第9号）

### 【要 旨】

本法律案は、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における高度化・多様化する需要に対応したサービスの提供を促進するため、営業者は、営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に努めなければならないものとするとともに、国及び地方公共団体は、営業者に対し、必要な資金の確保等の措置を講ずるよう努めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 目的

この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### 2 営業者の責務

営業者は、安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、利用者の需要に対応できるよう、営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

#### 3 資金の確保等

国及び地方公共団体は、営業者に対し、旅館業の健全な発達を図り、利用者の需要に対応したサービスの提供を促進するため、必要な資金の確保、助言、情報の提供等の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

## 優生保護法の一部を改正する法律案（衆第15号）

### 【要 旨】

本法律案は、現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容

は、次のとおりである。

1 法律の題名及び目的

- (1) 法律の題名を「母体保護法」に改める。
- (2) 法律の目的中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」を「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改める。

2 不妊手術

- (1) 「優生手術」の語を「不妊手術」に改めるとともに、遺伝性疾患等の防止のための手術及び精神病者等に対する本人の同意によらない手術に関する規定を削除する。
- (2) 都道府県優生保護審査会を廃止する。

3 人工妊娠中絶

遺伝性疾患等の防止のための人工妊娠中絶に係る規定を削除する。

4 優生保護相談所

優生保護相談所を廃止する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

**【 附 帯 決 議 】**

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 この法律の改正を機会に、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画及び第4回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の健康等に関わる施策に総合的な検討を加え、適切な措置を講ずること。  
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※22	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 6	8. 3. 26 (予備)	8. 3. 26 可 決	8. 3. 27 可 決	8. 3. 22	8. 3. 25 可 決	8. 3. 26 可 決
※36	らい予防法の廃止に関する法律案	〃	2. 9	3. 26 (予備)	3. 26 可 決 附帯決議	3. 27 可 決	3. 22	3. 25 可 決 附帯決議	3. 26 可 決
※37	平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	〃	2. 9	3. 26 (予備)	3. 26 可 決	3. 27 可 決	3. 22	3. 25 可 決	3. 26 可 決
※42	国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 13	4. 17	4. 26 可 決 附帯決議	4. 26 可 決	4. 2	4. 10 可 決 附帯決議	4. 11 可 決
※43	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案	〃	2. 13	6. 4	6. 6 可 決 附帯決議	6. 7 可 決	4. 26	5. 24 可 決	5. 28 可 決
※44	社会保障研究所の解散に関する法律案	〃	2. 13	4. 23	4. 30 可 決 附帯決議	5. 8 可 決	4. 9	4. 17 可 決 附帯決議	4. 19 可 決
69	廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案	参	3. 5	4. 4	4. 11 可 決	4. 12 可 決	5. 30	6. 12 可 決 附帯決議	6. 13 可 決
75	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	衆	3. 8	5. 24	6. 6 可 決 附帯決議	6. 7 可 決	4. 25	5. 22 可 決 附帯決議	5. 23 可 決
				○ 8. 5. 24 参本会議趣旨説明			○ 8. 4. 25 衆本会議趣旨説明		
76	薬事法等の一部を改正する法律案	〃	3. 8	6. 11	6. 17 可 決 附帯決議	6. 18 可 決	5. 23	6. 7 修 正 附帯決議	6. 11 修 正
				○ 8. 5. 23 衆本会議趣旨説明					

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
81	民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案	参	8. 3. 8	8. 4. 4	8. 4. 11 可決	8. 4. 12 可決	8. 5. 30	8. 6. 12 可決	8. 6. 13 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	歯科医師法の一部を改正する法律案	厚生委員長 今井 澄君 (8. 6. 11)	8. 6. 12	8. 6. 12	/	/	8. 6. 12 可決	8. 6. 12 (予備)	8. 6. 14 可決	8. 6. 14 可決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
9	旅館業法の一部を改正する法律案	厚生委員長 和田 貞夫君 (8. 6. 11)	8. 6. 11	8. 6. 11	8. 6. 11 (予備)	8. 6. 13 可決	8. 6. 14 可決	/	/	8. 6. 11 可決
15	優生保護法の一部を改正する法律案	厚生委員長 和田 貞夫君 (8. 6. 14)	6. 14	6. 14	6. 17	6. 17 可決 附帯決議	6. 18 可決	/	/	6. 14 可決